

平成 2 8 年度 第 3 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 8 年 6 月 1 4 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第3回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成28年 6月14日(火) 午後2時01分
3. 閉会日時 平成28年 6月14日(火) 午後3時05分

4. 出席委員(25名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	10番	赤崎和夫君
11番	北上稔君	12番	國分弘志君
13番	甲田稔君	14番	豊川洋人君
15番	古舘成光君	16番	小川正孝君
17番	新屋敷より子君	18番	杉山秀明君
19番	力石堅太郎君	20番	米田一典君
21番	山崎誠一君	22番	佐々木君信君
23番	畑山喜太郎君	24番	漆坂政行君
25番	下久保トキ子君	26番	野崎さち子君
27番	中野均君		

5. 欠席委員(1名)

9番 中野渡 稔 君

6. 欠員(1名)

3番

## 7. 会議に付した案件

報告第11号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第12号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第13号	競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第14号	農地の転用事実に関する照会について
報告第15号	農地等の現況について（裁判所）
報告第16号	農用地利用配分計画の認可について
議案第13号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第14号	競売買受適格者の証明について
議案第15号	相続税の納税猶予継続届出書に関する証明（農業経営）について
議案第16号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
議案第17号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第18号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第19号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第20号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第21号	平成27年度の活動に対する点検・評価及び平成28年度の目標とその達成に向けた活動計画について

## 8. 会議録署名委員

26番 野崎 さち子 君                      1番 箕輪 展 忠 君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	野田 健 治	事務局次長	市澤 新 吾
事務局振興係長	力石 浩 暢	事務局農地係長	越田 守
事務局主任主査	野月 明 久	事務局主任主査	山崎 和 也
事務局主査	中村 俊 文	事務局主事	江渡 俊 裕

## 10. 書 記

事務局主任主査 山崎 和 也

議 長（中野均君）本日の欠席通告者は9番 中野渡 稔 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成28年6月6日告示招集いたしました平成28年度第3回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
26番 野崎 さち子 委員、1番 箕輪 展忠 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には山崎和也君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。  
総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第11号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、1ページをお願いいたします。報告第11号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。今回は1件で、合意解約によるものでございます。25番につきましては今後貸借を予定しているとのことでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。よって報告第11号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第12号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）3ページをお願いいたします。報告第12号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。4ページになります。今回は5件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。17番は自ら耕作するものです。18番は農地の一部に居宅等の建物が建っているため現況が宅地となっている部分がございますが、それ以外につきましては自ら耕作するものです。なお宅地となっている部分につきましては分筆を促すとともに地目変更登記を指導してまいります。19番から21番は自ら耕作するものです。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第12号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第13号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）5ページでございます。報告第13号、競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。6ページをお願いいたします。今回は農地法第3条の許可書1件の交付がございます。青森地方裁判所八戸支部における競売に係るもので、許可につきましては平成28年4月15日開催の平成28年度第1回総会議案第2号で承認を得ております。30番についての許可書の交付につきましては、5月27日に行っております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第13号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第14号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）7ページをお願いいたします。報告第14号、農地の転用事実に

関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。8ページをお願いいたします。今回の照会件数は4件で、現地調査は6月6日に実施し、法務局への回答は6月8日に行っております。6番は吾郷集落から赤沼方面に向かう県道中渡十和田線沿いにある十和田おいらせ農協の赤沼カントリーエレベーター行き坂を下る手前、赤沼集落に向かう道路の分岐する西側部分の三角形の細長い土地になります。現地は県道に買収の際に分筆した残地で、30年以上前から耕作されておらず、現況は雑木等が繁茂して原野化しているため非農地と回答したものです。7番は大沢田集落から東北町方面に向かう道路が北野集落からの農免道路と交差する所にある、芋久保集落の佐川酒店から北に50メートル程進んだ道路の西側です。ここに築40年以上経過した住宅と築20年以上経過した農作業小屋が建てられていることから非農地と回答しております。8番は八斗沢集落の集会所の南側道路を清水集落方面に道なりに630メートル程進んだ所の道路の南側の場所です。減反政策が始まった頃に木を植栽し、林地として転作面積にカウントしてきた農地でございますが、現況は30年以上経過している山林となっており、荒廃農地として認定していることから非農地と回答したものです。9番は主要地方道三沢十和田線の東小学校グラウンドから西に約100メートルの所にある食事処味喜から北に約400メートル進み、そこから西に約50メートル進んだ道路の南側です。ひがしの公園の西側になります。昭和46年8月19日に貸家建築のため、5条転用許可を受けた場所ですが、平成21年11月20日開催の第8回農地部会で、青森地方裁判所八戸支部からの農地の現況に関する照会に対し非農地で回答しており、その後競売に付され隣地の所有者が取得したものです。既に非農地として回答しており、また現地も車庫が建てられていることから、今回あらためて非農地と回答しております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第14号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第15号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）9ページをお願いいたします。報告第15号、農地等の現況について。裁判所でございます。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。10ページをお願いいたします。今回の照会件数は1件です。現地調査は6月6日に実施し、裁判所への回答は6月10日に行っております。1番の場所ですが、沢田の三日市集落から旧沢田温泉に向かい、

温泉施設から道路を挟んだ北側になります。現在は未耕作状態ですが、耕起により耕作可能であり、昨年水稻を植えていたことから農地と回答しております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第15号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第16号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）11ページをお願いいたします。報告第16号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。12ページをお願いいたします。今回の報告案件は今年2月23日開催の平成27年度第11回総会議案第56号及び3月23日開催の第12回総会議案第63号で農用地利用集積計画の決定の承認ををいただいたものについて、5月30日付で県知事から配分計画の認可があったものです。賃借権が3件で、10筆、27,269平米になります。3番についてですが、13ページの3番と併せて第11回総会議案第56号で承認されたものです。4番と5番は第12回総会議案第63号で承認されたものです。3番と4番の利用権の設定期間は平成28年5月30日から10年間、5番は5年間貸付けする配分計画となっております。13ページでございます。使用貸借による権利が1件、3筆、8,005平米です。3番につきましては利用権の設定期間が10年となっております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第16号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第4班で、調査員は漆畑班長、沢目委員、佐々木委員の3名です。6月6日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（中野均君）次に議案第13号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） それでは、14ページをお願いいたします。議案第13号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（中野均君） 許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。  
6番 漆畑 敏男 委員、お願いします。

報告委員（漆畑敏男君） それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請11件のうち、所有権移転は6件、賃貸借等は5件です。所有権移転の6件のうち、申請番号31番から33番は売買で、いずれも相手方要望によるものです。申請番号34番から36番は贈与です。34番は同一世帯の子から親への贈与、35番と36番は同一世帯の親から子への贈与です。次に賃借権及び使用貸借による権利についてですが、今回5件のうち、賃借権設定は3件です。34番と35番は労力不足、36番は相手方要望によるものです。使用貸借による権利2件はいずれも労力不足によるものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君） 漆畑委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君） それでは、調査員報告の内容について補足的にご説明をいたします。15ページと16ページの所有権移転の6件のうち、売買に係るものが3件、贈与に係るものが3件となっております。15ページです。31番でございますが、このあと35ページの議案第20号、申請番号19番の5条申請による宅地分譲に供する農地を分筆して、転用に供さない農地の部分について所有権移転をするものでございます。17ページをお願いいたします。36番の賃貸借による借人ですが、この方は平成28年4月15日開催の第1回総会議案第1号で新規就農が承認された方で、今回の申請で規模拡大をしていくということでございます。所有権移転の31番から36番まで及び貸借の34番から38番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（畑山喜太郎君） 資料の所有権移転の31番ですけれども、相手方要望の次の項目が上下段とも（b）となっておりますが、これでいいですか。

事務局長（野田健治君）これは誤植でございます。上のほうが（a）でございます。大変失礼しました。修正をお願いいたします。

議長（中野均君）よろしいでしょうか。

委員（宮本正志君）はい。

議長（中野均君）はい、7番宮本委員。

委員（宮本正志君）確認でございます。34番。親から子への贈与が一般的ですが、子から親と聞こえました。間違いありませんか。

事務局長（野田健治君）はい、間違いございません。34番の譲渡人でございますが、今回の土地は母親から平成12年に相続を受けている土地でございます。母親ということは譲受人の奥さんになるわけでございますが、この度子から親に、その事情は分かりませんが、贈与するというような内容でございます。またこの譲渡人の農地はまだあるわけでございますけれども、同一世帯内での権利移動ということで、違法ということではございませんので、今回の所有権移転となりました。

議長（中野均君）よろしいでしょうか。

委員（宮本正志君）はい。

議長（中野均君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第13号は許可することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第14号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは、19ページをお願いいたします。議案第14号、競売

買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件でございます。20ページをお願いいたします。今回証明願いのあった農地は、平成27年9月24日開催の平成27年度第6回総会議案第26号で裁判所からの照会に対し農地回答した旨を報告したもので、平成28年4月21日に競売の公告がされております。入札期間は平成28年6月16日から23日、開札は6月29日、売却決定は7月6日となっております。なお特別売却がある場合の入札期間は、6月30日から7月1日となっております。3番と4番、5番と6番それぞれ同一事案に対して願出人が各2人となっており、いずれも経営拡張するものでございます。なお4番と5番については願出人は同一人でございます。申請番号3番から6番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

（ 競売の内容にかかる詳細説明 ）

再開 午後2時23分

議 長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第14号は承認することに決定いたしました。

議 長（中野均君）次に議案第15号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） 21 ページをお願いいたします。議案第15号、相続税の納税猶予継続届出書に関する証明。農業経営について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、別紙の農地等の相続人についてその適格者であることを証明することについての承認を求める件でございます。22 ページをお願いいたします。今回証明した件数は1件でございます。納税猶予を受けている相続人は現在も農業経営を継続しておりますので、適格者として証明するものであります。なお農業経営について証明する期間でございますが、平成25年6月22日から平成28年6月13日までの3年間、農業経営を継続してきたというものを証明するものでございます。以上でございます。

議長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君） ご異議なしと認めます。よって議案第15号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君） 次に議案第16号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） 23 ページでございます。議案第16号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。十和田税務署より別紙土地の利用状況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答することの承認を求める件でございます。24 ページと25 ページをお願いいたします。農地につきましては相続に伴う農地の細分化防止と農業後継者の確保を図る観点から、税制上の措置として相続税の納税猶予制度及び生前一括贈与制度による贈与税の納税猶予制度が設けられているところであります。相続税につきましては、20年間農業経営を継続している場合に納税が免除されることとなっておりますが、今回の案件は当該対象者が平成7年8月に相続を開始してから20年経過することとなり、相続税の納税猶予を受けていた農地、いわゆる特例農地についてその利用状況を税務署に回答する件でございます。場所につきましては、全部で5ブロックに分かれております。1番から5番でございますが、場所はスーパーヤマヨ北側道路を東に向かって、のづき内科小児科クリニックを過ぎた所の鈴木釣具店のある交差点から北に約300メートル進んだ道路の東側が1番、西側に

2番から5番の農地があります。6番の場所ですが、十和田六戸学校給食センター敷地の西側隣地となります。7番の場所はスーパーヤマヨ北側の道路を東に1キロメートル程進んだ所にある、青森タクシー株式会社十和田営業所の東側となります。8番から10番の場所は主要地方道三沢十和田線のレストランペリカンから北に約330メートル進んだ所の道路の西側となります。25ページでございますが、11番の場所は6番の場所を説明した際の青森タクシー株式会社十和田営業所ですが、その西側道路から北に約120メートル進んだ所の突き当たりとなります。12番と13番の場所は大学通りを国道4号バイパス方面に進んだ所のササキコーポレーション本社向かいの道路を南に約300メートル進んだ道路の東側となります。ご覧いただいている表でございますが、真ん中の下の土地利用状況の所でございます。ここには税務署からの照会に係る様式に対応した番号に対する利用状況を記載しております。1番から11番につきましては当該所有者が農業者年金受給のため、昭和61年1月に同一世帯の子に使用貸借による権利を設定しており、借受人である子が耕作することとなっております。現在一部未耕作の状態はあるものの、農地として利用されてきております。12番は平成27年7月27日開催の平成27年度第4回総会報告第17号で法務局からの転用事実に関する照会に対し、公衆用道路となっていたため非農地として回答しているものでございます。現在は自ら農地等として使用していないという状況でございます。13番につきましては平成26年8月22日開催の平成26年度第6回総会議案第20号で農地法第3条による所有権移転の許可を承認したものであり、譲渡により現在所有していないものであります。なお所有権移転した後に転用しているという状況でございます。したがって、現況地目が宅地となっているものでございます。12番と13番につきましては相続税の納税猶予の特例農地には該当しないということで非該当として判断しているものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（宮本正志君）12番と13番ですけれども、年金とかのことを考えれば、農地が減ったり、売ったりするのが影響してくるんですけれども、この相続税に関しては一部使用していない、または所有していないという表現をしていましたが、パーセントとか期間とかの制限は無いのでしょうか。

事務局長（野田健治君）宮本委員ご指摘のとおりでございますが、ここの全ての申告時の面積を合わせると正確な面積は計算しておりませんが2町8反程あると思います。通常、相続税の納税猶予を受ける場合は、20パーセントを超えない範囲で例えば売り払うとか、転用するとかいうものに関しては認められているものでございます。要はその20パーセントのものの相続税を払うという要件で残りの農地が猶予される。ただし20パーセントをもし超えた場合は全額納税猶予の取消という制度となっております。以上でございます。

議長（中野均君）よろしいでしょうか。

委員（宮本正志君）はい。

議長（中野均君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第16号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第17号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）26ページをお願いいたします。議案第17号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。22番 佐々木君信 委員、お願いします。

報告委員（佐々木君信君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。6月6日午後に、漆畑委員、沢目委員、私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転1件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。あっせん対象の農地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を6月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）佐々木委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君） 只今の調査員報告のとおりで説明の補足はございません。今回申請のあった所有権移転1件につきましては、調査書のとおりで農業経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君） ご異議なしと認めます。よって議案第17号は要請することに決定いたしました。

議長（中野均君） 次に議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） 28ページをお願いいたします。議案第18号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。29ページでございます。今回は賃借権の設定が3件で、20筆20,130平米となっております。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は10年間となっております。26番でございますが、30ページ5番の利用権を設定する者と同一人で、2件合わせて全ての農地を貸し付けるため50万円、27番についても50万円の経営転換協力が交付されます。28番は5万6千円の耕作者集積協力が交付されることとなっております。30ページをお願いいたします。使用貸借による権利が2件で5筆8,685平米となっております。5番の利用権を設定する者は先程29ページの26番と同一人です。6番の利用権を設定する者は5月開催の第2回総会議案第8号の農地中間管理事業の賃貸借が承認された者と同一人でございまして、今回の案件を合わせて全ての農地を農地中間管理機構に貸借することとなるため、経営転換協力金50万円が交付されることとなっております。以上でございます。

議長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (中野均君) ご異議なしと認めます。よって議案第18号は承認することに決定いたしました。

議長 (中野均君) 次に議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (野田健治君) 31ページをお願いいたします。議案第19号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長 (中野均君) 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。2番 沢目 喜代人 委員、お願いいたします。

報告委員 (沢目喜代人君) それでは第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は申請番号5番と6番の2件です。申請番号5番は貸家を建築するもので、3世帯分3棟の建設計画となっています。申請番号6番は自営業者である申請者が業務用資材を置くために資材置場を整備するものです。農地区分につきましては、申請番号5番は農用区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない第2種農地のその他の農地に該当します。申請番号6番は農地が広がっている場所であり第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。

議長 (中野均君) 沢目委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長 (野田健治君) それでは申請案件2件についてご説明をいたします。5番の場所でございますが、旧国道4号沿い、元町の青森銀行十和田北支店の交差点から東へ約130メートル進み、元町郵便局東側道路を北に約650メートル進んだ道路の西側です。申請地に貸家3棟を建築するものです。6番の場所は深持の十和田おいらせ農協深持経済センターの道路を挟んだ北向かいになります。

申請地に個人事業所の資材置場を整備するものです。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第19号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）33ページでございます。議案第20号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。  
2番 沢目 喜代人 委員、お願いします。

報告委員（沢目喜代人君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、申請番号8番から20番の13件ですが、17番から19番は同一事業であることから、実質の件数は11件となります。まず申請番号8番ですが、2区画分の宅地分譲を行うものです。農地区分につきましては、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号9番と11番は貸家建築で、9番は28世帯分4棟の共同住宅を建築し、11番は10世帯分2棟の共同住宅を建築するものです。11番は親子間で使用貸借を行います。農地区分につきましては9番は用途地域内であることから第3種農地、11番は付近に保育園が2つあり、かつ水道管と下水道管が埋設されていることから、市街化傾向の著しい地域内にある農地として、こちらも第3種農地に該当します。次に申請番号10番ですが、資材置場の整備で隣接地の一部を使用貸借契約により貸借し、一体として利用するものです。農地区分につきましては第2種農地になりますが、いずれも要件にも該当しない農地として、その他の農地となります。申請番号12番、14番及び16番は自己住宅の建築です。12番の譲受人は現在青森市在住ですが、定年退職となり出身地へ戻り自宅を建てたいというものです。14番

は両親と同居を解消し自己住宅を建築するもので、16番は親子間で使用貸借し、親の住宅の隣に自己住宅を建築するものです。農地区分は12番は第2種農地のその他の農地、14番は用途地域内であることから第3種農地、16番は第1種農地ですが集落接続により第1種の例外に該当します。申請番号13番は事務所建築で、現在の事務所は借りているものであるため、農地を買受け事務所を新築するものです。農地区分は用途地域内であり第3種農地に該当します。申請番号15番は車輛置場整備で、現在利用している場所が手狭になったことから、自宅と工場に隣接した農地を車輛置場として整備するものです。農地区分は第1種農地内ですが、集落接続により第1種の例外に該当します。申請番号17番から19番は出し手が別ですが、同一事業者による30区画の宅地分譲です。また申請番号20番もこれと同一の事業者であり、こちらは12区画の宅地分譲です。農地区分は共に用途地域内であり第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議長（中野均君） 沢目委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君） それでは、申請案件についてご説明いたします。まず34ページでございます。8番の場所は国道102号沿いにある、はし眼科の東側道路を南へ約130メートル進んだ所の交差点から西へ約40メートル進んだ道路の南側です。農地を買受けて宅地分譲2区画を整備するものです。9番の場所はスーパーヤマヨ北側の道路を東に約1キロメートル程進み、青森タクシー株式会社十和田営業所からさらに東に約300メートル進んだ所の道路の北側です。農地を買受けて貸家4棟を建築するものです。10番の場所は三本木小学校北側道路を東へ約850メートル進んだ所の東部中継ポンプ場のある交差点から南に約100メートル進んだ道路の東側です。農地を買受けて隣接している宅地の一部と法定外公共物のうち約300平米を併用して資材置場を整備するものです。11番の場所は北園小学校東側の市道を七郷集落へ向かい、途中の福村精米所手前の交差点から南平方面へ約300メートル進んだ道路の北側です。親の所有する農地を36年間の使用貸借により借受けて貸家2棟を建築するものです。12番の場所は旧国道4号沿い、元町の青森銀行十和田北支店の交差点から東へ約130メートル進み、元町郵便局東側道路を北に約650メートル進んだ道路の西側です。32ページで出てまいりました申請番号5番の場所の隣接地となります。農地を贈与により取得し自己住宅を建築するものです。13番の場所は国道102号沿いの西小学校前を西へ約230メートル進んだ所から北に約200メートル進んだ道路の西側となります。白浜水道事務所の北側となります。農地を買受けて現在の賃貸事務所を解消して自社事務所を建築するものです。35ページとなります。14番の場所は稲吉のゆーゆーランド南側の日の出集会所南側道路を東へ約150メートル進み、そこから南へ約60メートル進んだ道路の西側となります。

農地を買受けて自己住宅を建築するものですが、この申請地は譲渡人が昭和47年に5条許可により自己住宅を建築することで取得したものです。転用目的の完了に至らずに今回あらためて5条による転用許可申請となったものでございます。15番の場所は国道4号沿いのローソン池ノ平店の交差点から芋久保方面へ約770メートル進んだ道路の南側です。自宅及び工場に隣接した農地を買受けて車輛置場を整備するものです。16番の場所は六日町の喜多見町共同墓地から伝法寺羽立方面に約630メートル進んだ坂の下がりかけの所から西へ約300メートル進んだ道路の北側です。親の所有する農地を30年間の使用貸借により借受けて自己住宅を建築するものです。17番から19番は同一場所です。国道102号沿いの山田衣料ストア及びサークルK西二番町店のある交差点から北に約550メートル進んだ所にある稲生川を渡った所の新川電気南側の道路を東へ約100メートル進んだ道路の北側になります。譲渡人5人から農地を買受けて宅地分譲30区画を整備するものです。なお19番の申請地は15ページ31番に出てまいりました3条許可申請のあった農地と同一所有者で隣接地となっております。20番の場所は旧国道4号沿いの青森銀行十和田北支店から主要地方道三沢十和田線を東へ約450メートル進み、十和田パイオニア第二工場の東側道路を北へ約150メートル進んだ所から東へ約100メートル進んだ道路の南側になります。農地を買受けて宅地分譲12区画を整備するものです。なお17番から19番及び20番の宅地分譲につきましては、3,000平米以上の事案ということで都市計画法の開発協議の手続きを進めているところで、併せて県農業会議による常設審議委員会での審議案件となるものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（竹浦寿広君）ちょっとお聞きしたいんですけども、15番、16番が第1種農地であがっています。これについて集落接続による不許可の例外とかいう言葉が出てきましたけれども、どういう形で第1種農地にこういう建物を建てても良いのかお聞きしたいのですが。

事務局長（野田健治君）第1種農地に関しては基本的に不許可でございます。ただし例外と申しあげましたように集落に接続して設置する場合には、不許可の例外規定が適用されるということでございまして、それでは集落というのはどういうものかという話になったときには、明確な規定はございませんけれども、概ね5戸程度というような話になっております。ということでそこが集落として成立しているという事実があれば、それに隣接した農地であれば第1種の広がりがあっても転用が可能であるという規定でございます。以上でございます。

議長（中野均君）よろしいでしょうか。

委員（竹浦寿広君）これは必ず許可がOKになるということではなく、県のほうで許可を出すわけですか。

事務局長（野田健治君）皆さんに審議してもらっている件につきましては、あくまでも転用許可相当という意見でございます。ですので最終的に県知事の段階でこれが許可相当にならない場合も稀でございますが、あくまでもこの農業委員会の総会を経たという重みはございますので、ここでの意見というのが基本的には反映されるものと考えます。以上です。

議長（中野均君）よろしいでしょうか。

委員（竹浦寿広君）はい。

議長（中野均君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第20号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは36ページでございます。議案第21号、平成27年度の活動に対する点検・評価及び平成28年度の目標とその達成に向けた活動計画について、農林水産省経営局長通知（平成21年1月23日付20経営5791号）及び農林水産省経営局農地政策課長通知（平成28年3月4日付27経営第2933号）に基づき、別紙のとおり農業委員会活動の点検・評価及び活動計画等の決定について承認を求める件でございます。この件につきましては、3月の総会后に全体協議会で皆様にお示ししているところでありますが、その後4月26日から5月25日までの期間、市ホームページで公表しているところでございまして、農業者等の意見を聴いて本日の総会に提案するという旨の説明をしております。37ページから44ページでございますが、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案でございます。これに関しまして地域の農業者等からの意見はございませんでした。事前にお示ししてある通知等の修正等

はありませんので説明は省略させていただきます。45ページをお願いいたします。45ページから47ページまでは平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。これにつきましても地域の農業者等からの意見はありませんでしたが、今回新たな通知がございました。それに基づきまして様式及び内容が変更となっておりますのでご説明をさせていただきます。まず45ページですが、ローマ数字のⅠ、農業委員会の状況についてでございます。1の農家・農地等の概要、表が3つございますが、左から農家数、真ん中が農業者数、これにつきましては直近である2015年の農林業センサスに基づく数値を記載しております。また一番右側の表の経営数につきましては認定農業者数や集落営農等のいわゆる担い手となる経営体の数字を農業委員会調べとして記載しております。その下の中段、農地面積についての表であります。まず耕地面積でございます。これの根拠は下の※1～3とありますが、ここに記載のとおりであります。耕地面積の根拠につきましては、農林水産省で示された作物統計の数字がこの数字でございます。2段目が経営耕地面積、これは農林業センサスで示された数字でございます。3段目の遊休農地面積につきましては当農業委員会で把握している遊休農地の面積、そして一番下の農地台帳面積につきましても農業委員会で管理している農地台帳の面積を集計したものが出ております。それぞれの合計面積は乖離しておりますけれども、その活動計画等で用いる数字につきましてはその都度農林水産省の記載要領に基づいて使用しているものでございます。その下の2でございます。農業委員会の現在の体制につきましては、記載のとおりでございます。46ページをお願いいたします。ローマ数字のⅡでございますが、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。1の現状及び課題についてですけれども、管内の農地面積は先程45ページの中段の表の中にあつた、耕地面積12,400ヘクタールをベースにして担い手への集積面積7,878ヘクタールとの比較になっております。この担い手へというのが先程の経営数の認定農業者であるとか集落営農であるとかその担い手へ集積した面積の合計が7,878ヘクタールとなっておりますが、これとの比較で平成28年3月現在の集積率が63.53パーセントとなっているものです。国では今後10年間で担い手への集積率80パーセントを目標としているところでございますけれども、今後新たな農業委員会制度の中でこの集積率が高まっていかないところには交付金等が反映されないという報告があります。このことから下の2でございますが、平成28年度の目標及び活動計画の中の集積面積の目標でございますが、新規集積面積を124ヘクタールとして集積面積の合計8,002ヘクタールを目標とするものでございます。それは集積率を1パーセント上昇させることを想定しております。そのためには農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業の活用などを十分周知しながら担い手への農地集積を進めていく必要があると考えます。下のローマ数字のⅢでございます。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、過去3年間の新規参入の数が出ておりますが、これらは当農業委員会の総会に諮り、承認された新規就農者の数を記載しております。これに基づいて農政部局としての新規参入目標が3経営体となっているものでございます。47ページ

をお願いいたします。ローマ数字のⅣ、遊休農地に関する措置でございますが、1の現状及び課題につきましては平成27年度末の遊休農地面積が40.5ヘクタールとなっており、国で示した先程の耕地面積ですが12,400ヘクタールにこの遊休農地面積を加えた面積を農地面積としてとらえる表となっております。この遊休農地面積の割合は0.33パーセントとなっております。2の平成28年度目標案でございます。解消目標面積を4ヘクタールとしております。これは当農業委員会の今年度の重点目標としている数字でありますけれども、現在把握しております遊休農地面積の1割を解消してまいりたいと考えております。ただし解消する一方で新たな遊休農地も見つかっているということから今後発生防止に対する取り組みも併せて行っていかなければならないと考えております。一番最後の表でございます。ローマ数字Ⅴでございますが、違反転用への適正な対応につきましては、日常的な利用状況調査の段階で目につく農地の不正使用については初期段階での対処や転用等による適正な対応をしていることから、現在違反転用として把握している面積は0となっております。今後管内の農地パトロール等により把握した場合は、適正な措置を講じていくこととしております。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（米田一典君）集積率を高めなければ交付金を減じられるというようなお話がありました。実は私が前にも言った記憶があるんですけども、農地を相続しないでそのまま構わないでおいて農業がやられていない所もありますし、他所の人にそのまま貸している所もある。なかなか権利の移動までは進んでいないというのが多々見られるし、また改良区等の滞納の箇所にもなっています。ですから農地法上は罰金なり様々なことが言われていますけれども、その辺の勧告といいましか行政指導、それは農業委員会では該当しないと思いますけれども、そういうふうなことをやらないとですね、改良区のほうも困りますし、たぶんこっちの農地の集積にも問題が出てくるのかなと思います。県のほうでそれを何かの機会をとらえて促進されるようなことをお願いできないものかなと思いましたので、意見を出してみました。局長何か分かったらお願いします。

事務局長（野田健治君）相続に関しましては前にもお話した記憶があるんですけども、あくまでも個人の中でのご家族の中での話し合いというのが大原則でございます。その上でどうしても農地に関してはそのままにしておく結局遊休化していくという現状があります。その場合、貸借に関しましては相続人の過半の同意があれば第三者に貸付けできることになっておりまして、現にその未相続の農地に関しましては議案の中にも出てまいりますけれども、過半の方の同意をもって第三者に貸借して有効に使ってもらおうという形をとっているところでございます。ただ中にはどうしても相続が進まないという部分もございます。今米田委員が言われた中で勧告という話が出てきましたけれども、特にこれからは遊休農地になって

いった場合には最後は勧告という農地法上の取扱いもできますけれども、勧告した最後は中間管理機構に貸し出すとかいうのを法的に強制的にできる、また中には遊休化してもう手がつけられない農地に関しては税金を高くしますよという法律も出てまいります。そうした中である程度罰することで農地を有効利用させるという形のものが現在国のほうでは考えられているというところがございます。そうした中でどれだけ集積が高まるのか不明でございますけれども、来年からわが農業委員会も新たな制度のもとで農地利用最適化推進員を置いて農地の集積を進めていくという体制ができることになるわけですが、その中で最適化推進員の役割というのはそういうことでの役割という部分も担っていくということで今の制度になっているものと考えますので、その中での対応を進めていかなくてはならないと思っております。回答になっているかどうかわかりませんが、県に対する対応につきましては今後要望してまいりたいと思っております。以上です。

委員（米田一典君）それからもう一つ。平成22年だったか21年に、相続税なり贈与税の猶予制度が改正になりました。先程からお話いただいている20年間やりますよとかいう文言が今度は生涯耕作しなさいよというふうに変ったはずです。ですからそういうふうなことを生涯という字句が出てきますとなかなか移動ということにはならないのかなど。ですのでもう一回その辺の法律上のことを調べていただいて、もし集積ということに何らかの障害があるようでしたら何かの機会をとらえて県なり国なりに提案するよう要望したい。このように思います。

議長（中野均君）米田委員の質問の中で集積率の話が出まして、国では今、集積率が落ちているということ、強制力のある方法でやれないか検討しているということ、それも併せて決まり次第皆さんにお話しして、少しでも集積率が上がるようにしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（中野均君）米田委員、よろしいですか。

委員（米田一典君）はい。

議長（中野均君）その他、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第21号は承認することに決定いたしました。

議 長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、平成28年度第3回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

————— 閉会 午後3時05分 —————